

## 年金記録に係る苦情のあっせん等について

### 年金記録確認宮城地方第三者委員会分

#### 1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの 4 件

厚生年金関係 4 件

(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの 17 件

国民年金関係 5 件

厚生年金関係 12 件

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和32年1月30日から同年2月9日までの期間に係る船員保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人の船舶所有者A氏における資格喪失日に係る記録を同年2月9日に訂正し、当該期間に係る標準報酬月額を7,000円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る当該期間の船員保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和8年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和29年12月27日から30年1月1日まで  
② 昭和30年3月20日から同年6月1日まで  
③ 昭和32年1月30日から同年2月26日まで

私は、船舶Bに昭和29年12月27日から32年2月26日まで乗船していたが、船員保険の加入記録では一部期間が未加入となっている。

船舶Bの船主は信用できる人であり船員保険に加入していたはずなので、船員保険の記録を訂正してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人から提出された船員手帳によれば、申立人が乗船していたとする船舶B（所有者は、A氏）における雇入年月日は昭和29年12月27日、雇止年月日は32年2月26日であることが確認できる。

申立期間③について、当該手帳の船員保険関係のページには、船員保険の資格取得日が昭和30年6月1日と記載されている上、同年8月1日付けの標準報酬月額改定に関する記載及び32年2月9日付けの資格喪失の記載並びに船舶所有者の氏名の記載及び押印があることが確認できる。

また、元同僚は、「申立人は、昭和32年2月まで船舶Bに乗船していた。船員保険にも加入していたと思う。」としている上、当該同僚の船員手帳の船員保険関係のページにも、申立人と同様に資格取得日等が記載さ

れていることが確認できる。

これらを総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち昭和 32 年 1 月 30 日から同年 2 月 9 日までの期間において、船員保険料を事業主により給与から控除されていたものと認められる。

また、当該期間の標準報酬月額については、船員保険被保険者名簿の昭和 31 年 12 月の記録から 7,000 円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る保険料を納付する義務を履行したか否かについては、当該船舶所有者は所在が不明であり、当時の関係書類について確認することができない上、このほかに確認できる関連資料及び周辺事情は無いことから、明らかでないとは判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の喪失日に係る届出を社会保険事務所（当時）に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

一方、申立期間①及び②について、船員手帳の雇入れの記録及び同僚の証言から申立人が当該船舶において勤務していたことは推認できる。

しかし、当該船舶所有者において、船員保険に加入している者のうち住所が判明した 6 名に照会をしたところ、5 名から回答を得たが、申立人が給与から船員保険料を控除されていたかについては分からないと回答している。

また、申立期間①及び②について、当該船舶所有者における船員保険被保険者について確認したところ、当該期間に加入記録の無い同僚もいる上、当該期間はその前後の期間より被保険者数が減少していることが確認できることから、当該船舶所有者では何らかの理由により複数の者を船員保険に加入させていなかったことがうかがわれる。

さらに、船員手帳の船員保険関係のページに記載されている資格取得日は昭和 30 年 6 月 1 日であることが確認できることから、同日以前は船員保険に加入していない期間があったことがうかがわれる。

このほか、申立人の申立期間①及び②における船員保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が船員保険被保険者として申立期間①及び②に係る船員保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社（現在は、B社）C工場における資格取得日に係る記録を昭和38年12月14日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を2万8,000円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和14年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和38年12月14日から39年1月1日まで  
私は、昭和33年4月1日から平成12年3月20日まで、継続してA社に勤務していた。

しかし、人事異動によりA社D工場から同社C工場へ転勤した昭和38年12月14日から39年1月1日までの厚生年金保険の加入記録が無いのは、納得できないので厚生年金保険被保険期間として認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

B社C工場から提出された申立人に係る人事記録電算データ等及び雇用保険の記録により、申立人はA社に継続して勤務し（昭和38年12月14日にA社D工場から同社C工場に異動）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人に係るA社C工場における昭和39年1月の社会保険事務所（当時）の記録から、2万8,000円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る保険料を納付する義務を履行していたか否かについては、事業主は不明としており、このほかに確認できる関連資料及び周辺事情は無いことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の取得日に係る届出を社会保険事務所に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

## 第1 委員会の結論

申立期間のうち、船舶所有者A氏は、申立人が昭和35年9月13日に船員保険被保険者の資格を取得し、36年9月8日に喪失した旨の届出を社会保険事務所（当時）に行ったことが認められることから、申立人の船員保険被保険者資格の取得日及び喪失日に係る記録を訂正することが必要である。

なお、当該期間の標準報酬月額は、1万4,000円とすることが妥当である。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏名 : 男  
基礎年金番号 :  
生年月日 : 昭和17年生  
住所 :

### 2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和35年9月12日から36年9月8日まで

A氏（その後、B社）所有の船舶Cの甲板員として従事した期間の船員保険の加入記録が確認できないとの回答を社会保険事務所からもらった。

船員手帳に記載されている雇入期間のとおり出漁しており、申立期間を船員保険の被保険者期間として認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立期間について、申立人が所持する船員手帳の記録及び同僚の証言から、船舶Cに甲板員として乗船していたと認められるところ、船舶所有者A氏の船員保険被保険者名簿によると、申立人と同一生年月日で姓が相違する者（D氏）が昭和35年9月13日に船員保険の被保険者資格を取得し、36年9月8日に被保険者資格を喪失していることが確認できる。

また、当該被保険者記録について、i) 船舶Cの同僚の一人は、「自分が初めて乗船した船舶Cで申立人と一緒に勤務しており、申立人と一緒に勤務したのは当該船舶のみである。申立人と同名の乗組員は一人だったと思う。」と述べていること、ii) オンライン記録において、「D」名で申立人と同一生年月日の者は認められないこと、iii) 申立人が記憶する船長及び同僚は、当該船舶所有者における船員保険被保険者名簿において、

「船舶C」での被保険者記録が確認できること、iv) 申立人及び船長等が記憶する当該船舶の乗組員数と当該船舶所有者における船員保険被保険者名簿において「船舶C」に係る被保険者数がおおむね一致することから、申立期間当時、当該船舶所有者においては、ほぼすべての乗組員が船員保険に加入していたと考えられ、当該被保険者記録は申立人に係るものと推認できる。

これらを総合的に判断すると、船舶所有者A氏は、申立人が昭和35年9月13日に船員保険の被保険者資格を取得し、36年9月8日に被保険者資格を喪失した旨の届出を社会保険事務所に対して行ったことが認められる。

なお、当該期間の標準報酬月額については、船舶所有者A氏の船員保険被保険者名簿の「D氏」の記録から、1万4,000円とすることが妥当である。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間においてA社B事業所の船員保険被保険者であったと認められることから、同社B事業所における申立人の被保険者記録のうち、船員保険法第51条の2による申立人の取得日（昭和58年1月1日）及び喪失日（昭和58年6月1日）に係る記録を取り消し、申立期間の標準報酬月額については、32万円とすることが必要である。

なお、当該期間の上記訂正後の標準報酬月額（32万円）の記録を36万円に訂正し、当該記録を船員保険法第51条の2とすることが必要である。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和34年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和58年1月1日から同年6月1日まで

船員保険の加入期間について社会保険事務所（当時）に照会したところ、昭和58年1月1日に被保険者資格を喪失し、同年6月1日に同資格を再取得したことになるが、A社B事業所には55年1月5日から平成元年11月27日まで継続して勤務していた。

船員手帳にも、昭和55年12月1日に雇入れ、63年3月1日に雇止めの後、引き続き同日に雇入れ、平成元年11月27日に雇止めとなり、A社B事業所で同僚だったCさんも申立期間を含め途切れることなく船員保険に加入している。

Cさんと一緒に船に乗っていたのに、私の船員保険が5か月間途切れているのは納得できない。申立期間について船員保険の被保険者期間として認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

複数の同僚の証言及び申立人が所持する船員手帳の記録により、申立人が申立期間において、A社B事業所に継続して勤務していたことが認められる。

一方、オンライン記録によると、申立人は、A社B事業所における昭和58年1月1日から同年6月1日までの期間について、船員保険法第51条

の2により船員保険被保険者期間とならない期間と記録されている。

しかし、A社B事業所の船員保険被保険者名簿では、申立人は昭和55年1月5日に被保険者資格を取得し、平成元年11月27日に同資格を喪失しており、申立期間における資格喪失及び資格取得の記録は確認できない。

また、当該被保険者名簿の「標準報酬月額の変せん」の欄に昭和60年6月7日付けで58年1月から同年5月までの標準報酬月額が32万円から36万円に訂正されており、当該記録は保険料を徴収する権利が時効により消滅している期間である船員保険法第51条の2の記録であることが確認できる。

さらに、申立人の被保険者記録について、社会保険事務所の担当者は、「オンライン記録上、申立期間の加入記録が中断されているが、被保険者名簿において申立人の標準報酬月額が訂正されていることから、「船51条の2」の適用は標準報酬月額の訂正のみであると思われる。」としている。

以上のことから、社会保険事務所における申立人に係る年金記録の管理が適切に行われていなかったことがうかがわれる。

これらを総合的に判断すると、申立人は、申立期間においてA社B事業所に継続して勤務し、船員保険被保険者であったと認められることから、申立人の同社B事業所における船員保険法第51条の2による申立人の取得日（昭和58年1月1日）及び喪失日（昭和58年6月1日）に係る記録を取り消し、申立期間の標準報酬月額については、32万円とすることが必要である。

なお、当該期間の上記訂正後の標準報酬月額（32万円）の記録を36万円に訂正し、当該記録を船員保険法第51条の2とすることが必要である。



## 第1 委員会の結論

申立人の昭和38年4月から41年8月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 大正15年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和38年4月から41年8月まで

昭和38年4月に同級生から国民年金への加入を勧められ、一緒にA市役所B出張所へ行って国民年金の加入手続をし、その場で1か月分の国民年金保険料を納付した。その後も国民年金保険料は、毎月、同出張所の窓口へ行って現金で納付し領収書を受け取った。

昭和41年9月に初めて国民年金手帳が送付されてきた。その後は納付記録があるが、それ以前に関しては納付記録が無いのは納得できない。

## 第3 委員会の判断の理由

A市の国民年金被保険者名簿（紙名簿）によれば、申立人は昭和41年9月21日に任意加入により新規に被保険者資格を取得していることから、申立期間は国民年金の未加入期間として取り扱われており、制度上、国民年金保険料を納付することはできない。

また、国民年金手帳記号番号払出簿によれば、申立人の手帳記号番号は昭和41年9月20日に払い出されており、申立人に対して別の手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情は見当たらない。

さらに、申立人は、昭和38年4月に同級生から国民年金への加入を勧められ、一緒に国民年金の加入手続をしたと主張しているところ、その同級生からは、申立人の主張を裏付ける内容の証言を得ることができなかった。

加えて、申立人が、申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

### 第1 委員会の結論

申立人の平成 18 年 8 月及び同年 9 月の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 46 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 18 年 8 月及び同年 9 月

申立期間の国民年金保険料は、A市B区役所の窓口か、郵便局又はコンビニエンスストアで納付していた。同区役所で納付した際に、何度か、すべて納付済みであることを確認しているため、申立期間について保険料を納付していたことを認めてほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人は、平成 18 年 4 月から非常勤職員として勤務しており、「毎年 2 回、2 か月と 1 か月、雇用が打ち切られるので、その間は国民年金に加入し、国民年金保険料を納付していた。」と主張しているが、C 社会保険事務所（当時）において申立期間に係る「未適用者一覧表（最終）」を、20 年 2 月 22 日に作成した記録が確認できることから、申立人に対して納付書は発行されず、申立人は国民年金保険料を納付することができなかったものと考えられる。

また、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

### 第1 委員会の結論

申立人の昭和40年5月から46年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和20年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和40年5月から46年3月まで

私が昭和44年4月に結婚するまでは、母親が、兄弟姉妹4人の分と一緒に私の国民年金保険料を納付してくれていたと、一番上の姉から聞いている。

結婚後は定かではないが、国民年金保険料を納付していないとは考えられないので、申立期間について保険料を納付していたことを認めてほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

国民年金手帳記号番号払出簿によれば、申立人の国民年金手帳記号番号は、昭和46年4月12日に払い出されていることが確認できることから、当時、申立人の夫は厚生年金保険被保険者であることから、申立人の国民年金への加入は任意加入であり、任意加入の場合は、さかのぼって国民年金の被保険者資格を取得することができないことから、それ以前は未加入期間である上、申立人は、「昭和44年4月に結婚した際に、母親から国民年金手帳を渡された記憶は無く、結婚後に姓や住所の変更届を行った記憶も無い。」と述べているなど、別の国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。したがって、婚姻後に国民年金に任意加入するまでの期間については、申立人は、国民年金保険料を納付していなかったものと考えられる。

また、申立人の母親が申立人の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無い上、母親は既に亡くなっていることから、国民年金の加入状況や保険料の納付状況等が不明である。

なお、申立人は、「結婚するまでは、母親が、兄弟姉妹4人の分と一緒に

に私の国民年金保険料を納付してくれていたと、一番上の姉から聞いている。」と主張しているが、申立期間当時、この姉は同居していない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人の昭和44年12月から45年1月までの期間、50年1月から同年6月までの期間、53年4月から同年9月までの期間、55年9月から56年1月までの期間、同年10月から同年12月までの期間、57年9月から同年10月までの期間、及び60年6月から同年10月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和24年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和44年12月から45年1月まで  
② 昭和50年1月から同年6月まで  
③ 昭和53年4月から同年9月まで  
④ 昭和55年9月から56年1月まで  
⑤ 昭和56年10月から同年12月まで  
⑥ 昭和57年9月から同年10月まで  
⑦ 昭和60年6月から同年10月まで

私は、漁船に乗っていたが、昭和44年12月に2か月間下船した時に、役場で国民年金の加入手続を行い、国民年金保険料を納付した。その後も下船の都度、役場で保険料を納付していたので、申立期間を保険料納付済期間として認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和44年12月に国民年金の加入手続を行い、国民年金保険料を納付したと主張しているが、申立人の国民年金手帳記号番号は、その前後の被保険者資格の取得者に対する手帳記号番号の払出状況に照らすと、62年2月ごろに払い出されたものと推認され、その時点では、申立期間①から⑥までは国民年金保険料を時効により納付できない期間であり、別の国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

また、申立人に係るA町(現在は、B市)の国民年金被保険者名簿(紙名

簿)によれば、昭和 62 年 1 月以前に国民年金の加入記録は無く、同年 2 月分の保険料が同年 2 月 28 日に納付されていることが確認できる上、申立人の所持する年金手帳にも、初めて被保険者となった日は、「昭和 62 年 2 月 24 日」と記載されている。したがって、申立期間は未加入期間であり、制度上、保険料を納付することができない期間であることから、納付書は発行されなかったものと考えられる。

さらに、申立人から聴取しても、役場で納付していたというほかには、申立期間の国民年金保険料の納付をうかがわせる具体的な主張は無い上、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人の昭和 63 年 11 月から平成元年 9 月までの期間及び 4 年 11 月の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 11 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 63 年 11 月から平成元年 9 月まで  
② 平成 4 年 11 月

申立期間の国民年金保険料を、平成元年 10 月ごろ又は 4 年 12 月ごろに、預金から十数万円を引き出し、まとめて納付した記憶がある。

そのときの領収書及び預金通帳は、現在は保管していないが、申立期間を保険料納付済期間として認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人は、平成元年 10 月ごろ又は 4 年 12 月ごろに申立期間の国民年金保険料をまとめて納付したと主張しているが、「国民年金手帳記号番号払出状況」によれば、A 社会保険事務所(当時)が、B 市 C 区の分の番号として、申立人の国民年金手帳記号番号を含む記号番号の払出設定を、6 年 6 月 20 日に行ったことが確認できることから、B 市の国民年金被保険者名簿(電子データ)によれば、申立人の「昭和 63 年 11 月 30 日の新規取得」、「平成元年 10 月 1 日の資格喪失」、「平成 4 年 11 月 29 日の再取得」、「平成 4 年 12 月 1 日の資格喪失」、「平成 8 年 4 月 1 日の再取得」の処理が、8 年 4 月 4 日にまとめて行われていることから、申立人の国民年金手帳記号番号は、厚生年金保険被保険者資格を喪失した同年 4 月 1 日以降に払い出されたものと推認され、その時点では申立期間の保険料は時効により納付することができない。

また、上記国民年金手帳記号番号のほかに、申立人に対して別の手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

さらに、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料(家計簿、確定申告書等)は無く、ほかに申立期間の保険料を納

付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。



## 宮城厚生年金 事案 1549 (事案 70 の再申立て)

### 第 1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、船員保険被保険者として船員保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

### 第 2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 10 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 26 年 10 月 1 日から 27 年 4 月 12 日まで  
② 昭和 30 年 8 月 24 日から同年 11 月 28 日まで

私は、昭和 26 年 10 月 1 日から 27 年 4 月 12 日まで船舶 A、30 年 8 月 24 日から同年 11 月 28 日まで船舶 B に乗船していた。

申立期間は船員保険に加入していたはずなので、船員保険の記録を訂正してほしい。

### 第 3 委員会の判断の理由

申立期間①及び②に係る申立てについては、i) 申立人の証言によると、申立期間①は船主が申立人の親に給与を渡していたとしており、申立期間②は給与明細の内容を確認しておらず、いずれの期間も申立期間の船員保険料が控除されていたかどうかは、分からないとしていること、ii) 申立期間①に係る船舶所有者は船員保険の適用船舶所有者でなくなっており、申立期間②に係る船舶所有者は既に解散しているため、いずれの期間も船員保険料の控除を確認できる関連資料及び周辺事情が見当たらないこと、iii) 申立期間①及び②に係る船員保険被保険者名簿の記号番号を確認したが、欠番は見当たらないことなどから、申立人が船員保険被保険者として申立期間の船員保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできないと決定し、同決定に基づき申立人に対し平成 20 年 4 月 23 日付けで年金記録の訂正は必要でないとする通知が行われている。

今回、申立人は、新たな資料は無いが再度調査をしてほしいと主張しているが、当該主張のみでは、当委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情とは認めることはできない。

申立期間①については、船舶所有者 C 氏において当該期間に船員保険の

加入記録がある6名に照会をしたところ、3名から回答を得たが、申立人が船舶Aに乗船していたことは覚えているものの、船員保険の加入及び船員保険料の控除については分からないと回答している。

申立期間②については、E社において当該期間に船員保険の加入記録がある19名に照会をしたところ、12名から回答を得たが、回答者の中に、自分が当該期間に船舶Fに乗船していたと回答する者は無く、申立人の船員保険の加入について確認することができない上、回答があった者のうち2名は「当時は船に乗っても船員保険を掛けない船主もいた。」と回答している。

このほか、委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情は見当たらないことから、申立人が船員保険被保険者として申立期間①及び②の船員保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 22 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 38 年 4 月から 39 年 5 月 1 日まで  
② 昭和 40 年 9 月 18 日から 45 年 3 月まで  
③ 昭和 45 年 4 月から 46 年 8 月まで  
④ 昭和 46 年 10 月から 47 年 2 月 15 日まで  
⑤ 昭和 47 年 4 月 11 日から 48 年 3 月まで  
⑥ 昭和 48 年 7 月から 50 年 3 月まで

申立期間①及び②について、私は、A社（後にB社、C社となり、現在は解散）で勤務し、昭和 39 年 5 月 1 日から 40 年 9 月 18 日までの期間は厚生年金保険の加入記録はあるものの、その前後の加入記録が無い。

申立期間③について、私は、D社で勤務し、厚生年金保険料も給与から控除されていたと記憶している。

申立期間④及び⑤について、私は、E社で勤務し、厚生年金保険料も給与から控除されていたと記憶しているが、昭和 47 年 2 月 15 日から同年 4 月 11 日までの期間は厚生年金保険の加入記録はあるものの、申立期間④及び⑤の加入記録が無い。

申立期間⑥について、私は、F社（後にG社となり、現在は解散）で勤務し、厚生年金保険料も給与から控除されていたと記憶しているが、昭和 38 年 8 月 1 日から同年 9 月 12 日までの期間は厚生年金保険の加入記録があるものの、申立期間⑥の加入記録が無い。

いずれの期間も、厚生年金保険の加入記録として認めてほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

申立期間①について、元同僚の証言から、勤務期間の特定はできないが、申立人がA社に勤務していたことは推認できる。

しかし、申立期間①のうち、昭和 38 年 8 月 1 日から同年 9 月 12 日までの期間、申立人は F 社における厚生年金保険の被保険者であったことが確認できる。

また、元同僚は、「申立人の在籍期間は昭和 39 年 4 月から 40 年 9 月ぐらいまでであり、厚生年金保険の加入については分からない。」と回答している。

さらに、申立人の当該事業所に係る雇用保険の加入記録は、厚生年金保険の被保険者記録と一致している。

申立期間②について、元同僚は、当該事業所が B 社となった昭和 40 年 9 月の時点では申立人は在職していなかったと回答している。

また、別の元同僚は、申立人とその叔父である元事業主は、一緒に退職したと証言しているところ、叔父の国民年金被保険者台帳によれば、昭和 40 年 10 月 25 日に H 市から I 市に住所が変更されていることが確認できることから、申立人が当該事業所に 45 年 3 月まで勤務したとは考え難い。

さらに、元事業主は死亡している上、C 社は解散していることから、申立人の厚生年金保険の加入状況等を確認することができない。

申立期間③について、申立人が D 社の所在地、事業主の姓及び従業員の数等を記憶していることから、当該事業所に勤務していたことは推認できる。

しかし、D 社が、厚生年金保険の適用事業所となった記録は見当たらない上、申立人は事業主について姓のみしか覚えておらず、同僚の氏名も覚えていないことから、当時の厚生年金保険の加入状況についての証言等を得ることができない。

また、申立人が一緒に勤務していたとする叔父は、申立期間③を含む昭和 36 年 4 月 1 日から 48 年 4 月 1 日まで、国民年金の被保険者であることが確認できる。

申立期間④について、E 社における申立人の雇用保険の加入記録、事業所の回答及び元同僚の証言から、申立人は当該事業所に勤務していたことは推認できる。

しかし、オンラインの記録から E 社が厚生年金保険の適用事業所となったのは、昭和 47 年 2 月 15 日であることが確認できることから、申立期間④は適用事業所ではない上、当該事業所は、「資料は無いが、社会保険に加入するまでの期間は、申立人は国民年金に加入すべき期間であった。」と回答している。

申立期間⑤について、E 社は、申立人は昭和 47 年 4 月 11 日から 48 年 3 月までの期間は系列会社の J 社に転職したと思われると回答しているところ、同社のオンライン記録を確認したが、申立人の加入記録は見当たらず、申立期間⑤に係る厚生年金保険被保険者の整理番号に欠番は無い。

また、元同僚は、「申立人が勤務していたことは覚えているが、厚生年金保険料の控除については分からない。」と回答している。

さらに、申立人の当該事業所における雇用保険の加入記録は見当たらない。

申立期間⑥について、申立人は、F社に親戚の依頼により勤務したとしているところ、オンライン記録によれば、昭和38年8月1日から同年9月12日までの期間について、当該事業所における申立人の被保険者記録が確認できるが、申立期間⑥においては、被保険者記録は確認できない。

また、F社で社会保険関係事務を担当していた元役員は、申立人が勤務していたことは覚えているが、勤務期間や厚生年金保険の加入について具体的な回答は無いほか、申立期間⑥において当該事業所で厚生年金保険の被保険者資格を取得した従業員は、申立人について知らないと回答している。

さらに、F社は、既に解散している上、事業主は病気のため当時の厚生年金保険の加入状況等についての証言を得ることができない。

加えて、申立人は当該期間、国民年金に加入し保険料を納付していることが確認できる。

このほか、申立人の当該事業所における雇用保険の加入記録は確認できない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間①から⑥までに係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、船員保険被保険者として船員保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 25 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 47 年 3 月 7 日から 48 年 1 月 29 日まで  
A 社（現在は、B 社）の船舶 C に乗船していた昭和 47 年 3 月 7 日から 48 年 2 月までの期間について、船員保険の加入記録が同年 1 月 29 日から同年 2 月 27 日までの 1 か月間のみとなっていることに納得できないので、申立期間を船員保険の被保険者期間として認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立期間について、申立人が所持する船員手帳の記録及び同僚の証言から、船舶 C に甲板員として乗船していたことが推認できる。

しかし、申立人とほぼ同一内容の記載が確認できる船員手帳を所持し、申立人とともに船舶 C に乗船したと述べている同僚 3 人の A 社における船員保険の被保険者記録をみると、いずれも申立期間において被保険者記録は確認できない上、3 人のうち 2 人は申立人と同様に昭和 48 年 1 月 12 日から同年 2 月 10 日までの被保険者期間が確認できる。

また、申立人の船員手帳に記載されている当該船舶の船長は既に亡くなっていることから当時の状況を確認することはできないが、同船長の A 社における船員保険の被保険者記録をみると、申立期間において被保険者記録は確認できない上、被保険者期間は前述の同僚 2 人と同一期間（昭和 48 年 1 月 12 日から同年 2 月 10 日まで）であることが確認できる。

さらに、B 社は、当時を知る在籍者がいないため申立期間当時の勤務等の実態は把握できず、保険料控除等の関係資料も無いとしている。

このほか、申立人の申立期間における船員保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が船員保険被保険者として申立期間に係る船員保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 大正9年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和21年7月ごろから23年4月ごろまで  
昭和21年7月ごろから23年4月ごろまでの間、現在のA社の前身の会社であったと思うが、その会社で働いていた。その間、厚生年金保険に加入していたと思うので、記録を訂正してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立てに係る事業所について、申立人は、現在のA社の前身の会社であったと思うとしているところ、申立期間当時、申立てにある前身の会社の事業はB社に統合されていたこと、同社では申立てにある前身の会社の事業を行っていたとしており、申立人の主張と合致していることなどから、申立人が申立期間当時においてB社に勤務していたことは推認できる。

しかし、B社では、同社が保管する申立期間当時の人事記録、退職者名簿、健康保険厚生年金保険被保険者資格取得届や同喪失届の中に、申立人に係る資料は見当たらなかったとしている。

また、申立人は申立期間当時の同僚、上司の氏名を記憶しておらず、これらの者から申立人の勤務実態を確認できる証言を得ることができない。

さらに、B社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿により、昭和21年1月から同年12月までの期間に同社において厚生年金保険の被保険者資格を取得している者の中に申立人の氏名は見当たらず、申立人と同姓同名や同一姓同音名の記録も確認できない。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、船員保険被保険者として船員保険料及び厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男 (死亡)  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 10 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 27 年 1 月ごろから 29 年 9 月 1 日まで  
② 昭和 32 年 5 月 28 日から 37 年 6 月 10 日まで

申立期間①及び②について、社会保険事務所（当時）から船員保険被保険者の加入記録及び厚生年金保険被保険者の加入記録が見当たらないとの回答を得た。申立期間①及び②については、A氏を船舶所有者とする船舶に乗っていたか、A氏を事業主とするB事業所で勤務していたはずなので、船員保険か厚生年金保険のいずれかの被保険者期間として認めてほしい。

（注）申立ては、死亡した申立人の妻が、申立人の年金記録の訂正を求めて行ったものである。

### 第3 委員会の判断の理由

1 申立期間①及び②について、A氏を船舶所有者とする船員保険の被保険者であったと申し立てているところ、申立期間②については、同僚の証言により、乗船時期は特定できないものの、申立人はA氏が所有する船舶に乗っていたことは推認できる。

しかし、申立期間①については、回答のあった同僚からは申立人がA氏を船舶所有者とする船舶に乗っていたとする具体的な証言は得られなかった。

また、申立人の妻によれば、船舶所有者A氏は既に亡くなったとしている上、船舶所有者A氏の後継事業所であるC社（昭和42年7月25日設立）は既に破産終結しており、清算当時の役員の所在も不明であることから、申立期間当時の関連資料が得られず、申立人の勤務実態や保険料控除等についての確認ができない。



さらに、A氏を船舶所有者とする船員保険被保険者名簿では、申立期間①及び②において申立人の氏名は見当たらず、被保険者証記号番号（船員手帳番号）に欠番も無い。

加えて、申立期間①及び②は、申立人の妻自身の記憶からA氏を船舶所有者とする船舶に乗っていたはずであると申し立てしているところ、いずれの期間も申立人と結婚する以前の時期に当たり、申立人が乗っていたとする船舶名及び同僚の氏名について記憶しておらず、申立内容を確認できる証言等が得られない。

このほか、申立人の申立期間①及び②における船員保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が船員保険被保険者として申立期間①及び②に係る船員保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

2 申立期間①及び②について、B事業所（事業主は、A氏）に勤務しており、厚生年金保険の被保険者であったと申し立てしているところ、申立期間①については、同僚からの回答が得られず、申立期間②については、2人から回答が得られたものの、申立人がB事業所で勤務していたとする具体的な証言は得られなかった。

また、申立人の妻によれば、B事業所の申立期間①及び②当時の事業主は既に亡くなったとしている上、B事業所の後継事業所であるC社（昭和42年7月25日設立）は既に破産終結しており、清算当時の役員の所在も不明であることから、当該期間当時の関連資料は得られず申立人の勤務実態や保険料控除等についての確認ができない。

さらに、B事業所における健康保険厚生年金保険被保険者名簿及び被保険者原票では、申立期間①及び②において申立人の氏名は見当たらず、「健康保険の番号（健保番号）」に欠番も無い。

加えて、申立期間①及び②は、申立人の妻自身の記憶からB事業所で勤務していたはずであると申し立てしているところ、いずれの期間も申立人と結婚する以前の時期に当たり、申立人の業務内容や同僚の氏名について記憶しておらず、申立てを確認できる証言等が得られない。

このほか、申立人の申立期間①及び②における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間①及び②に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 19 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 34 年 4 月 1 日から 36 年 9 月 1 日まで  
② 昭和 37 年 11 月 1 日から 38 年 5 月 31 日まで  
③ 昭和 47 年 12 月 1 日から 48 年 6 月 4 日まで

申立期間①のA社について、同社には知人の紹介で昭和 34 年 4 月から住み込みで働いていたが、36 年 9 月 1 日以前の期間について厚生年金保険の加入記録が無い。

また、申立期間②のB社について、A社を辞めてから多少の間はあったものの、C社に入る前まで働いていたが、この期間について厚生年金保険の加入記録が無い。

さらに、申立期間③のD社について、入社して間もない昭和 47 年 12 月に社員全員で出張したことを記憶しており、少なくともその時点から働いていたと記憶しているが、48 年 6 月以前の厚生年金保険の加入記録が無い。

これらの期間について、厚生年金保険の加入記録が無いのは納得できないので、調査してほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

申立期間①について、A社の現在の代表取締役の証言により、申立人は、当該期間当時、申立てに係る事業所に勤務していたものと推認できる。

しかし、A社は、昭和 36 年 9 月 1 日に厚生年金保険の適用事業所となっている上、健康保険厚生年金保険被保険者記号番号払出簿によれば、同社が厚生年金保険の適用事業所となった翌月の同年 10 月 3 日に申立人を含む 7 人分の被保険者番号が連番で払い出されており、これら 7 人の資格取得年月日（昭和 36 年 9 月 1 日）は、オンライン記録とも合致している

ことから、申立期間①当時、申立てに係る事業所は厚生年金保険の適用事業所でなかったことが確認できる。

また、A社では、「当時のことを知っている先代社長は既に亡くなっており、申立期間当時の賃金台帳等は保存期間経過のため保存していない。」としており、申立人の申立期間①当時の勤務実態や厚生年金保険料の控除の有無等を確認できなかつた。

さらに、申立人は、申立期間①当時の給与明細書等厚生年金保険料の控除を確認できる関連資料が無く、申立人から聴取しても給与から厚生年金保険料が控除されていたとする記憶は定かでない。

申立期間②について、B社は、昭和40年10月1日に厚生年金保険の適用事業所となっている上、オンライン記録上、同年10月1日以前に同社において健康保険厚生年金保険被保険者資格を取得している者がいないことから、申立期間②当時、申立てに係る事業所は厚生年金保険の適用事業所でなかったことが確認できる。

また、B社では、「申立期間当時の賃金台帳等は保存期間経過のため保存していない。」としており、申立人の申立期間②当時の勤務実態や厚生年金保険料の控除の有無等を確認できなかつた。

さらに、B社が厚生年金保険の適用事業所となる以前の昭和40年4月から同社に勤務していたとする被保険者の一人は、「給与から厚生年金保険の保険料が控除されたのは、事業所が厚生年金保険の適用事業所となった昭和40年10月からであった。」と述べており、申立期間②当時、給与から厚生年金保険料が控除されていなかったことがうかがえる。

加えて、申立人は申立期間②当時の給与明細書等厚生年金保険料の控除を確認できる関連資料が無く、申立人から聴取しても給与から厚生年金保険料が控除されていたとする記憶は定かでない。

申立期間③について、D社の現在の代表取締役及び複数の同僚の証言により、申立人は、当該期間当時、申立てに係る事業所に勤務していたものと推認できる。

しかし、D社は、昭和48年6月4日に厚生年金保険の適用事業所となっている上、健康保険厚生年金保険被保険者記号番号払出簿によれば、同社が厚生年金保険の適用事業所となった前々日の同年6月2日に申立人を含む6人分の被保険者番号が連番で払い出されており、これら6人の資格取得年月日（昭和48年6月4日）は、オンライン記録とも合致していることから、申立期間③当時、申立てに係る事業所は厚生年金保険の適用事業所でなかったことが確認できる。

また、D社では、「当時のことを知っている先代社長は既に亡くなっており、申立期間当時の賃金台帳等は保存期間経過のため保存していない。」としており、申立人の申立期間③当時の勤務実態や厚生年金保険料

の控除の有無等を確認できなかった。

さらに、申立人は、申立期間③当時の給与明細書等厚生年金保険料の控除を確認できる関連資料が無く、申立人から聴取しても給与から厚生年金保険料が控除されていたとする記憶は定かでない。

このほか、申立人の各申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として各申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 11 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 30 年 4 月 1 日から同年 6 月 30 日まで

私は、高校を卒業して、昭和 30 年 4 月 1 日にA社に入社したが、社会保険事務所（当時）に厚生年金保険の加入期間を照会したところ、同社での被保険者期間が同年 7 月 1 日から 31 年 9 月 27 日までとなっていた。

当時の給与明細書等は紛失してしまったが、A社に昭和 30 年 4 月 1 日から正社員として勤務し、厚生年金保険料も控除されていたので、申立期間に係る年金記録を訂正してほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人は、高校を卒業し、昭和 30 年 4 月からA社に勤務したとしているが、申立人が名前を挙げた同僚 1 人は「申立人は勤務していたような気がする。」としているものの、勤務期間を特定できる証言は得られなかった。

また、当該事業所の健康保険厚生年金保険被保険者名簿上、申立人と同日に被保険者資格を取得している 4 人は、いずれも申立人を知らないと回答しており、申立人が名前を挙げた同僚であると思われる者も申立人を知らないとしていることから、申立人の勤務実態を確認することはできない。

さらに、当該事業所は、既に厚生年金保険の適用事業所ではなくなっており、事業主も死亡していることから、当時の状況を確認することはできない。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 26 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 47 年 4 月 1 日から同年 9 月 30 日まで  
私は、昭和 47 年 4 月 1 日に A 社に入社し、同社の本社で正社員として同年 9 月まで勤務していた。社会保険事務所（当時）に厚生年金保険の加入期間を照会したところ、申立期間の加入記録がすべて無かった。  
この期間の厚生年金保険の記録が無いことに納得できないので、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

同僚 1 人の証言から、申立人は、昭和 47 年 4 月 1 日から A 社に勤務していたことは推認できるが、申立人の勤務期間、雇用形態及び厚生年金保険の加入についての証言を得ることはできなかった。

また、当該事業所が保管していた健康保険厚生年金保険被保険者資格取得確認及び標準報酬決定通知書によると、申立期間に係る被保険者資格取得者に申立人の氏名は無く、健康保険被保険者証の番号に欠番は無い。

さらに、当該事業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者原票を確認したが、申立人の氏名は見当たらない上、整理番号に欠番も無く、同原票上の健康保険被保険者証の番号は、上記通知書の健康保険被保険者証の番号と一致している。

加えて、申立人は、申立期間について国民年金に加入している上、当時の健康保険については、国民健康保険であった旨の証言をしている。

なお、申立人に係る当該事業所における雇用保険の被保険者記録は確認できない。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 22 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 61 年 3 月 31 日から 63 年 5 月 1 日まで  
A社に、昭和 59 年 11 月から平成元年 5 月まで継続して勤務した。昭和 61 年 3 月 31 日から 63 年 5 月 1 日までの厚生年金保険被保険者記録が無いことに納得がいかない。この期間の勤務状況は申立期間の前後と同じであり厚生年金保険料も引かれていた。  
申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

雇用保険の加入記録によれば、申立人が申立期間においてA社に継続して勤務していたことが認められる。

しかし、事業所整理記号番号払出簿によれば、A社は昭和 61 年 3 月 31 日に厚生年金保険の適用事業所ではなくなっており、その後 63 年 5 月 1 日に新規に適用事業所となっていることが確認できる上、当該記録は健康保険厚生年金保険事業所原票及びオンライン記録と一致していることから、当該事業所は申立期間において適用事業所ではなかったことが認められる。

また、事業主を含め、当該事業所の健康保険厚生年金保険被保険者原票及びオンライン記録により氏名が確認できる従業員全員について、申立期間に同事業所において厚生年金保険被保険者資格を有する者は見当たらない。

さらに、申立人が名前を挙げた複数の同僚は、「申立期間に係る厚生年金保険の加入記録が無いことについては分からない。」としている。

加えて、事業主は連絡先が不明であり、当時の状況を確認することができない。

このほか、申立人が申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与

から控除されていたことを確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。



## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和5年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和35年4月1日から36年11月1日まで  
A社への入社に先立ち、B市にあった「C社」で作業実習を指示され、昭和35年4月から36年10月まで同社で勤務した。

当時の給料袋や給与明細書は残っていないが、この期間は「C社」から給料を支給されていた。勤務していたことは間違いないので申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

「C社」との名称でB市に所在し、申立期間に厚生年金保険の適用事業所となっている事業所は1社確認でき、申立人に確認したところ、当該事業所の住所に記憶が有ると述べていたため、当該事業所の健康保険厚生年金保険事業所別被保険者名簿及びオンライン記録を調査したが、申立人の氏名は見当たらない。

また、上記名簿において申立期間に厚生年金保険の被保険者記録を有する7人に照会をしたところ、4人から回答があったが、全員が申立人を「知らない。」又は「覚えていない。」と回答している。

さらに、申立人は、「C社」で作業実習を受けたのは、申立人のほかにA社社員と女性2人だったと述べているところ、その社員は既に死亡している上、女性2人の氏名を覚えておらず申立人の勤務実態等について証言を得ることができない。

このほか、申立人が申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 宮城厚生年金 事案 1561 (事案 59 の再申立て)

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 大正 15 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 21 年 1 月から 23 年 4 月まで

A社B出張所に昭和 21 年 1 月から 25 年 4 月まで勤務していたが、同出張所における厚生年金保険被保険者期間は、23 年 5 月 1 日から 25 年 4 月 30 日までの期間とされていた。申立期間についても厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

申立期間に係る申立てについては、i) 申立人が厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていた事実を確認できる給与明細書等の資料は無いこと、ii) 厚生年金手帳記号番号払出簿を確認したところ、年金手帳記号番号の払出日が昭和 23 年 5 月 1 日であり、それ以前に別の年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情は見当たらないこと、iii) 健康保険厚生年金保険被保険者名簿を確認したところ、同年 5 月 1 日に当該事業所が新たに厚生年金保険の適用事業所となったことが確認できること、iv) 当該事業所の本社は、当該事業所よりも 2 年前の 21 年 5 月 1 日に厚生年金保険の適用事業所となっているが、本社の健康保険厚生年金保険被保険者名簿を確認しても、申立期間について健康保険の番号に欠番は無く、同名簿に申立人の氏名は見当たらないことなどから、当委員会では申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできないと決定し、同決定に基づき申立人に対し、平成 20 年 4 月 23 日付けで年金記録の訂正は必要でないとする通知が行われている。

申立人は、今回、新たに申立人が当時勤務していたA社B出張所の人員配置状況を提出し、厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい

と主張しているところ、その人員配置に記載がある同僚及び当該事業所の被保険者は、死亡又は住所不明等のため申立人の勤務実態及び厚生年金保険料の控除等について聴取することができない。このため申立人が厚生年金保険の被保険者として、申立期間に厚生年金保険料を給与から控除されていた事実は確認できず、委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情とは認められない。

このほか、委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情は見当たらないことから、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 22 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 39 年 6 月 8 日から同年 9 月 7 日まで  
② 昭和 40 年 9 月 20 日から 42 年 1 月 18 日まで

私は、昭和 37 年 5 月 1 日から 39 年 6 月 4 日まで A 社で働いた分の脱退手当金として 3 万円を受給したが、その後勤務した B 社及び C 社については脱退手当金を受給していないので、申立期間について厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人は、A 社に係る脱退手当金のみを受給したと主張しているが、脱退手当金の支給対象期間となった被保険者期間は、A 社、B 社及び C 社の 3 事業所に係る勤務期間であり、いずれの事業所においても厚生年金保険被保険者証の記号番号は同一番号で管理されており、その支給対象期間及び支給額に計算上の誤りは無く、申立期間に係る最終事業所の厚生年金保険被保険者資格喪失日から約 7 か月後に支給決定されているなど、一連の事務処理に不自然さはない。

また、申立人に係る C 社の被保険者原票には「脱 42. 3. 23 受付」の押印があり、脱退手当金の請求があったことがうかがわれる。

さらに、申立人から聴取しても受給した記憶が無いというほかに脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。